



優越的地位の濫用規制について (独占禁止法・下請法) 御説明資料

令和 6 年 7 月 22 日
公正取引委員会
中小企業庁

優越的地位の濫用規制の概要

優越的地位の濫用規制（概要）

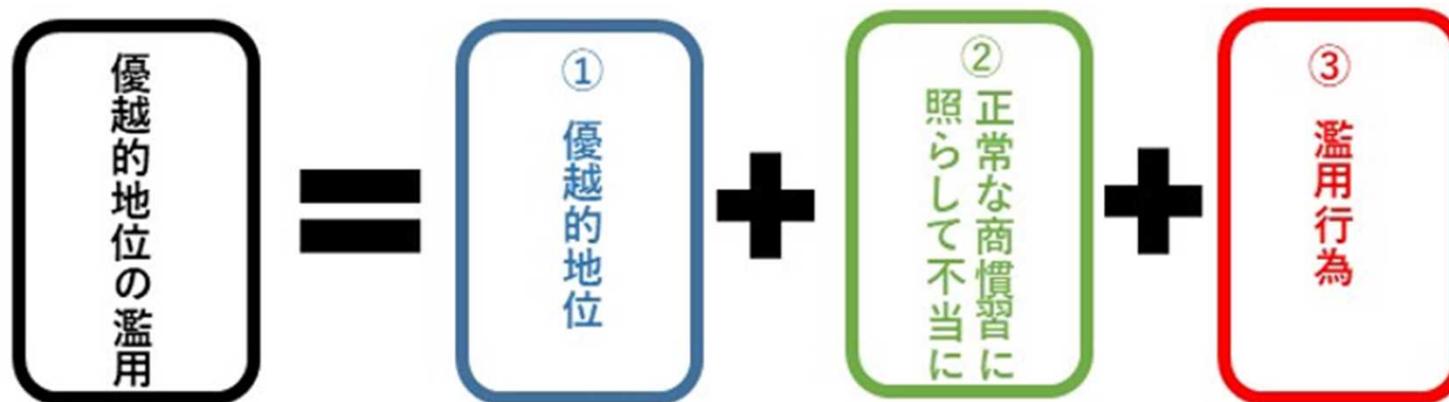
独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

【規制趣旨】

優越的地位の濫用は、

- ・取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- ・取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→ **公正な競争を阻害するおそれ**



「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公表）

- ・法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を高めるため作成
- ・全ての業種を対象としている

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

（定義）

第2条 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定）。
- 法目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護。

- 下請法は、独占禁止法を補完する法律として制定。
- 独占禁止法（優越的地位の濫用）による規制は、個別の認定（行為者の取引上の地位が優越しているのか、行為によって不当に不利益を与えたのか等）に相当の期間を要する。
- そこで、下請法は、一定の取引を対象とし、資本金区分を定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制し、下請事業者の利益保護を図るものである。

<下請法の適用対象となる取引>

製造委託

- 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者から物品の製造や加工などを委託すること

情報成果物作成委託

- ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者からその作成作業を委託すること

修理委託

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者から委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者から委託すること

役務提供委託

- 他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者から委託すること

親事業者、下請事業者の定義

➤ 物品の製造委託・修理委託

➤ 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	➡	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	➡	資本金1千万円以下(個人を含む)

➤ 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者		下請事業者
資本金5千万円超	➡	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	➡	資本金1千万円以下(個人を含む)

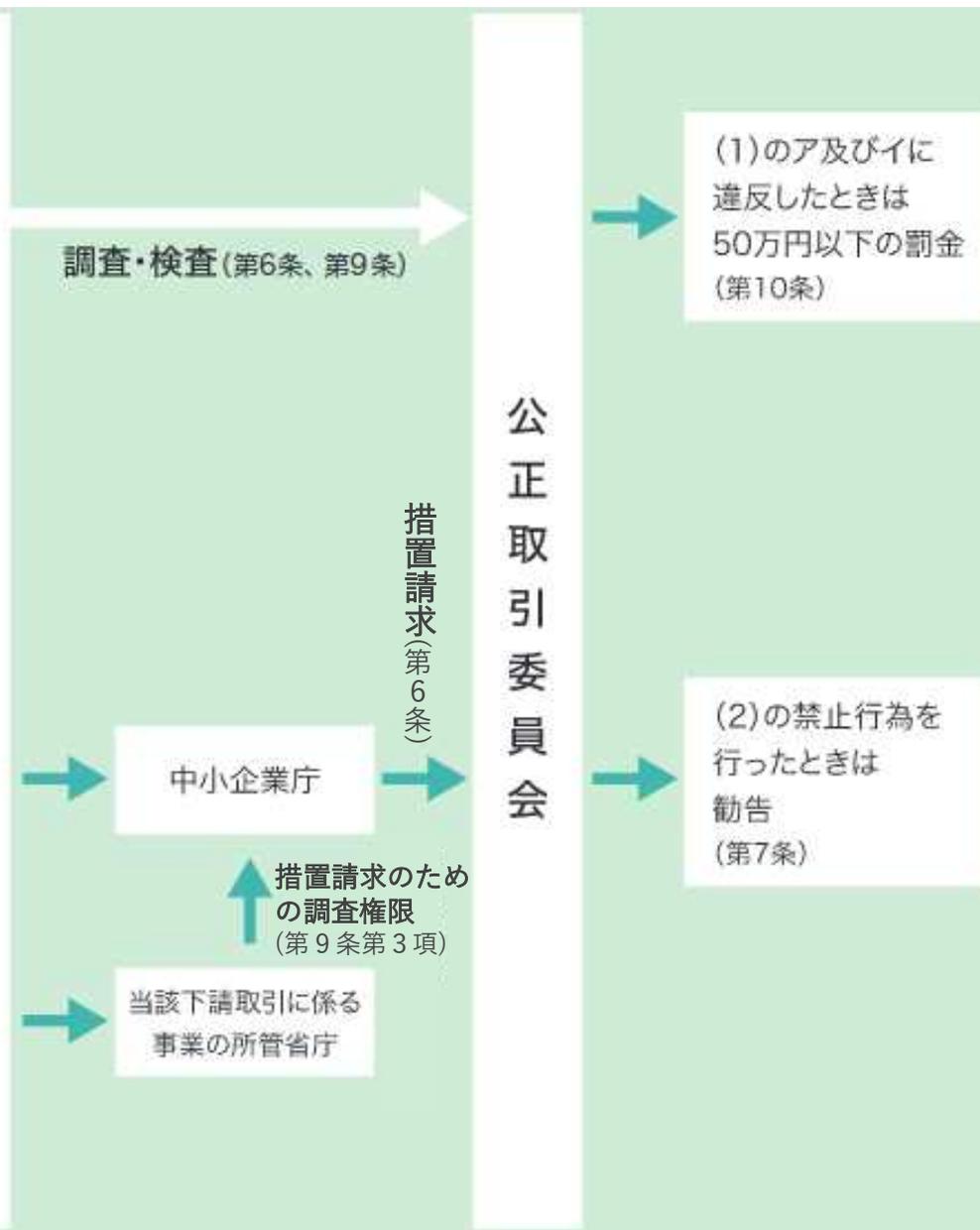
親事業者の義務及び禁止行為～調査・検査及び勧告

(1) 義務

- ア 書面の交付義務 (第3条)
- イ 書類作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
- エ 遅延利息の支払義務 (第4条の2)

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 (第4条第2項第4号)



下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838

(注1) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

平成15年下請法改正の概要①

➤ 下請法の対象となる下請取引を、次のとおり追加

【法改正前】下請法の対象

- 物品の製造に係る下請取引
- 物品の修理に係る下請取引



【法改正後】下請法の対象

- 物品の製造に係る下請取引
- 物品の修理に係る下請取引
- **情報成果物の作成に係る下請取引**
- **役務の提供に係る下請取引**
- **金型の製造に係る下請取引**

（経済のソフト化・サービス化、規制改革の進展等に伴い、サービス分野における下請取引の公正化が重要。）

（※）上記の下請法の対象の拡大に伴い、サービス分野の下請取引に係る資本金基準を、中小企業基本法におけるサービス業の資本金基準に基づき、「5千万円」に設定（ただし、政令で定めるものは「3億円」）

➤ 書面の交付時期に係る規定の整備

【法改正前】「直ちに」

製造委託等を行った場合には、「直ちに」書面交付。



【法改正後】「直ちに」+「ただし書」

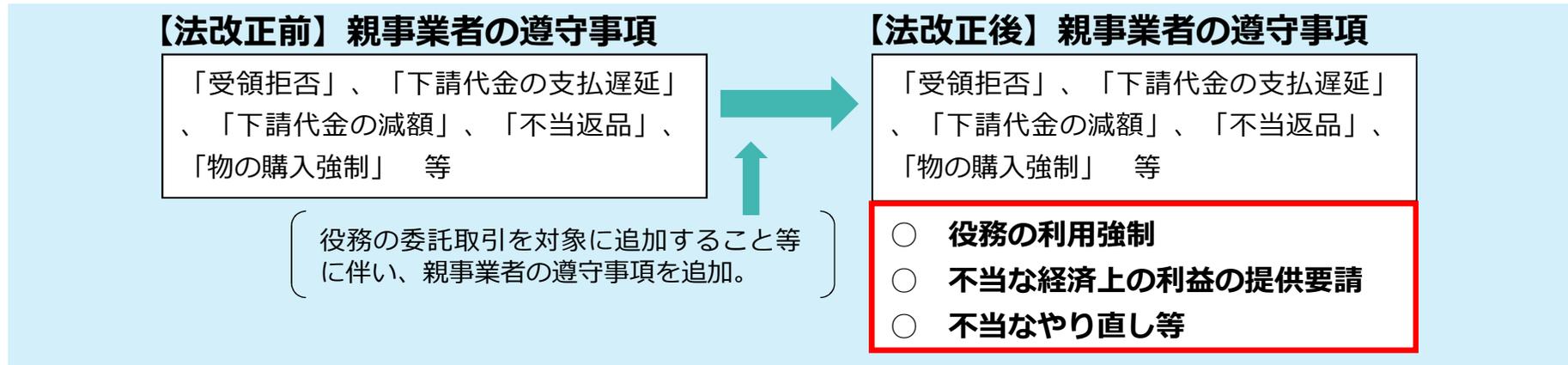
製造委託等を行った場合には、「直ちに」書面交付。

（発注時に委託内容等が確定しない取引に対応し、書面の交付時期に係る規定を整備。）

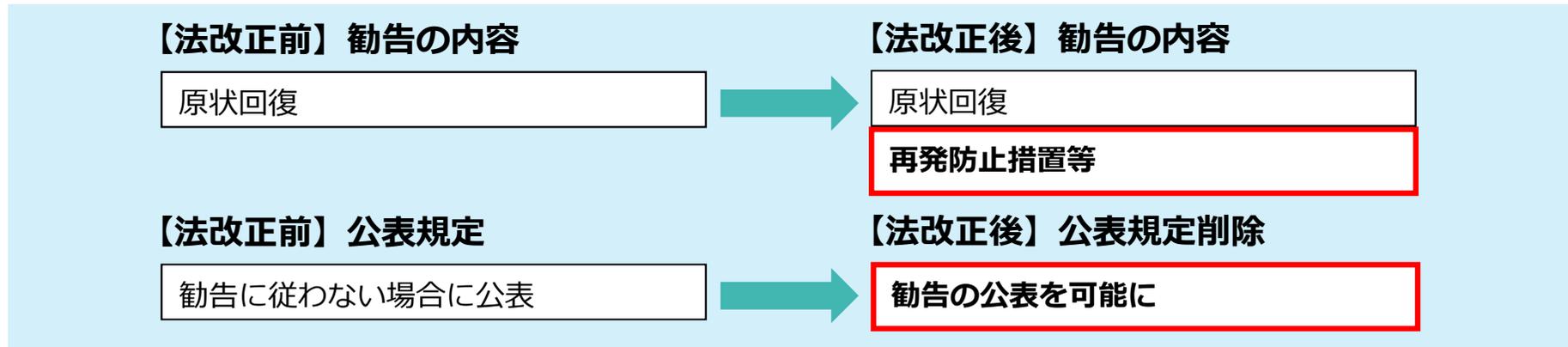
- 「ただし」
- ① 正当な理由で記載内容が定まらない事項は記載不要。
 - ② その場合、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付。

平成15年下請法改正の概要②

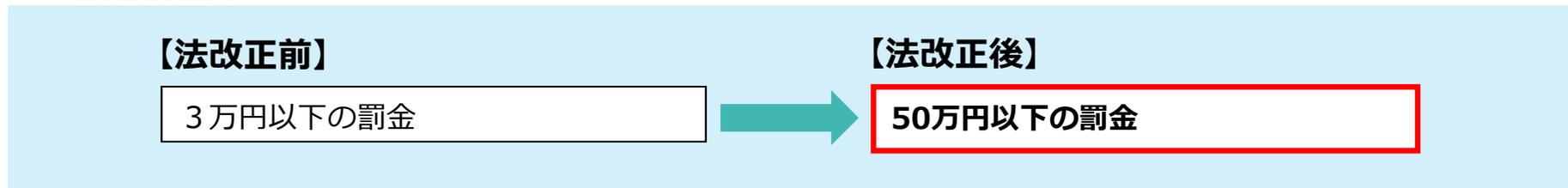
➤ 下請取引に際し、親事業者が行ってはならない行為を追加



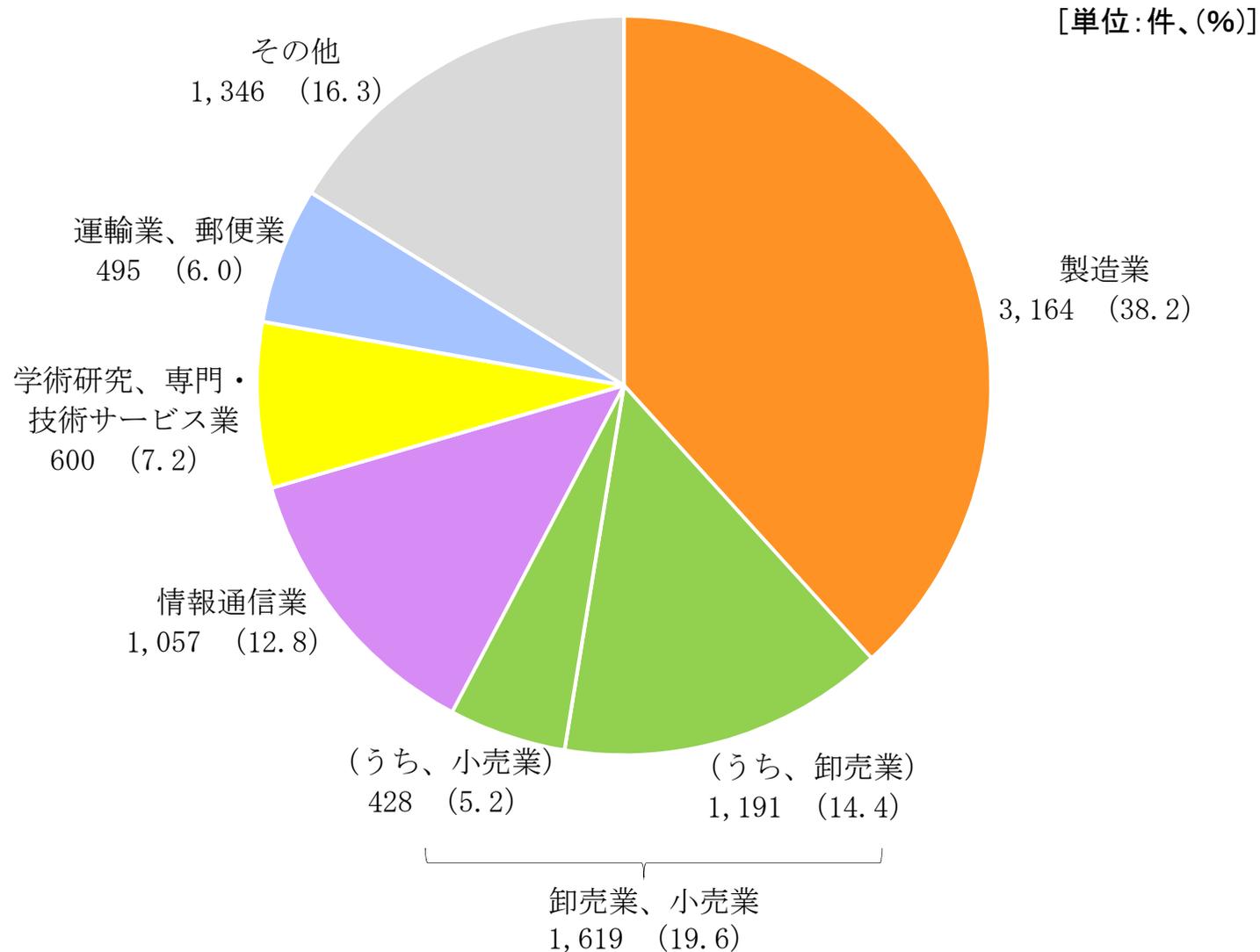
➤ 違反行為に対する措置の強化



➤ 書面の交付等違反及び書類等の作成・保存違反に係る罪並びに検査忌避等に係る罪の罰金の上限額を引上げ



○令和5年度における勧告・指導件数(8,281件)の業種別内訳

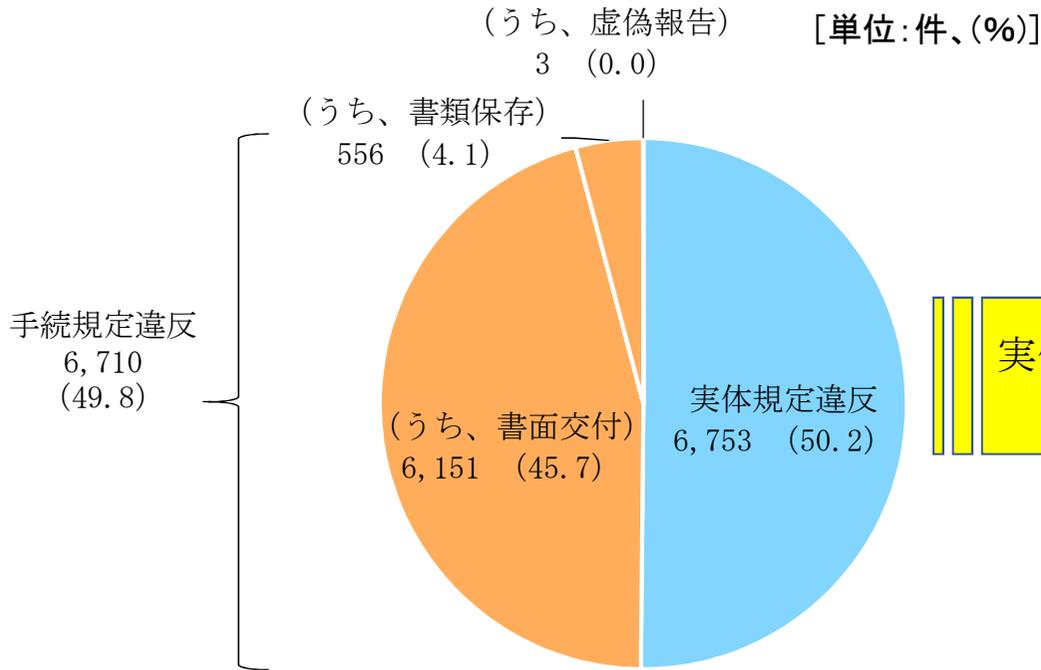


(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

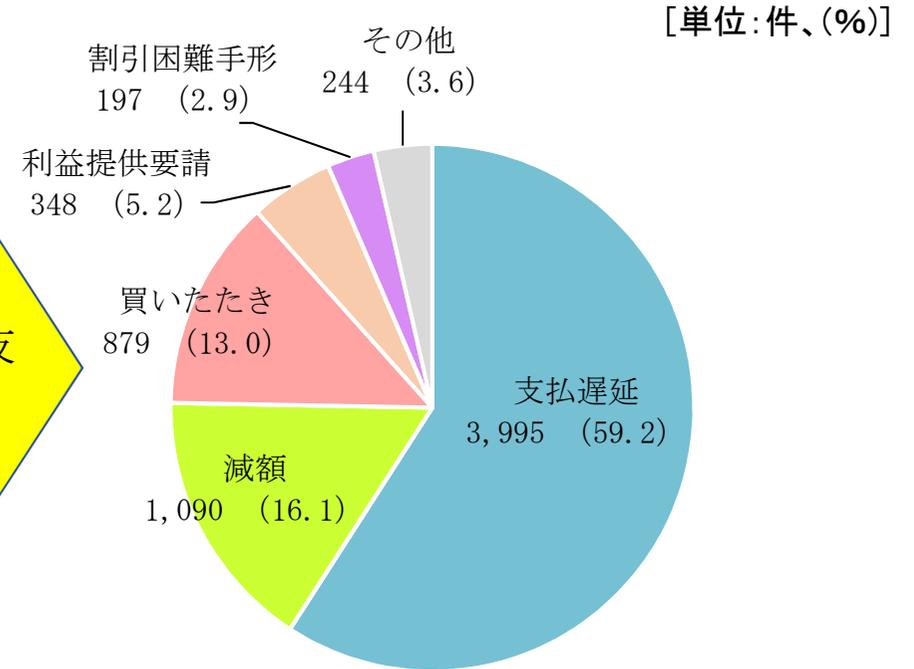
(注2) ()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○令和5年度における類型別件数(13,463件)の内訳、実体規定違反件数(6,753件)の行為類型別内訳

類型別件数（13,463件）の内訳



実体規定違反件数（6,753件）の行為類型別内訳



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、8頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

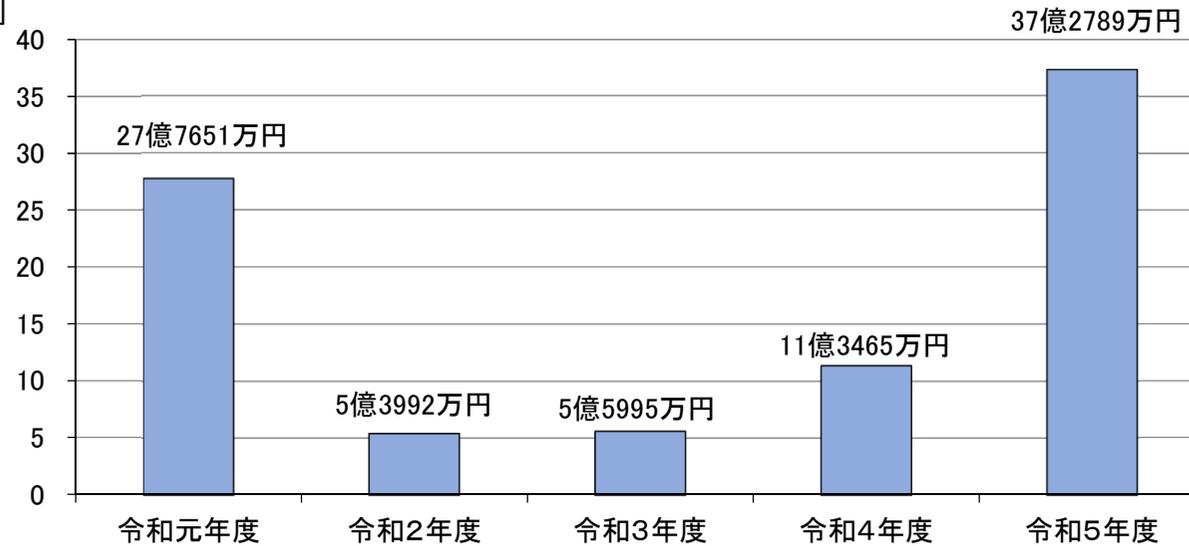
(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○令和5年度における原状回復額の推移、原状回復を行った親事業者数

・原状回復を受けた下請事業者数の推移

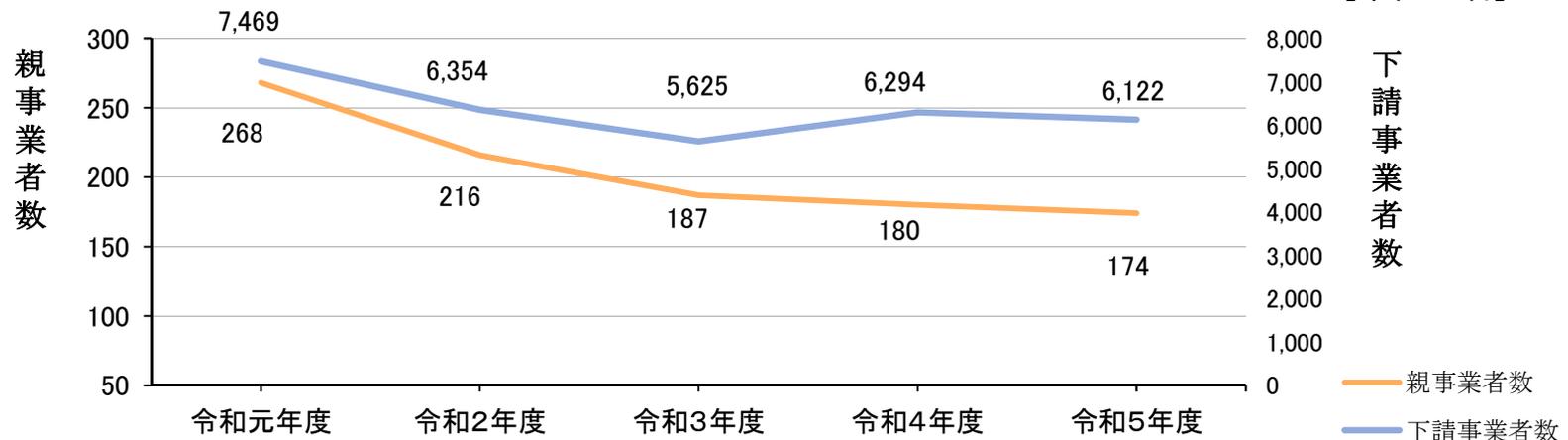
原状回復額の推移

[単位：億円]



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

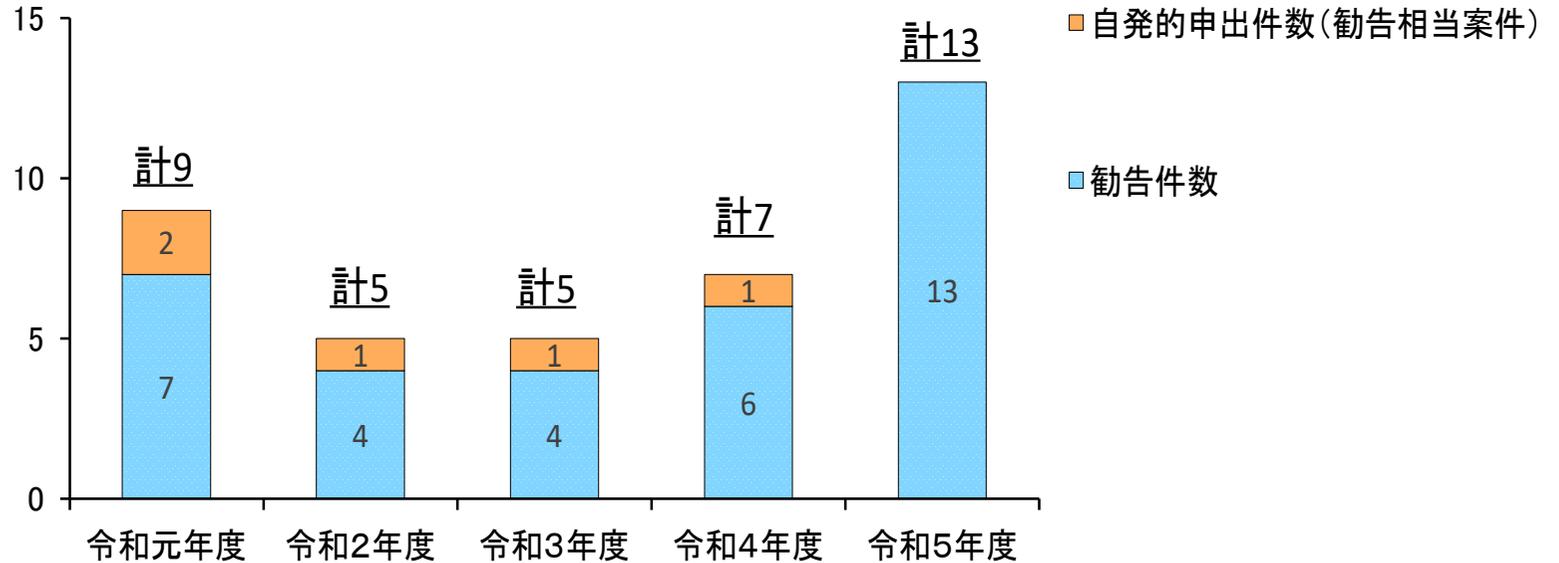
[単位：名]



○ 勧告・指導件数等の推移

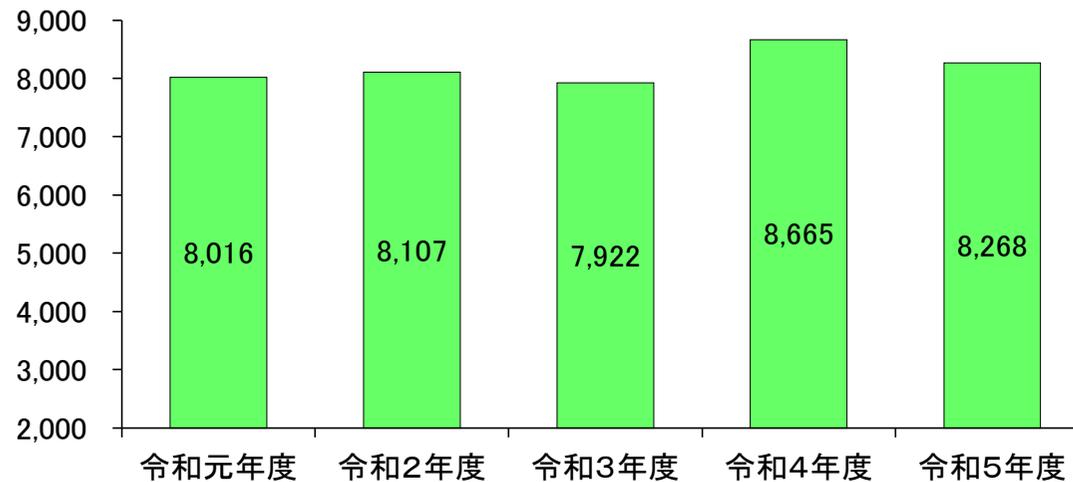
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



(参考) 最近の下請法に基づく勧告事案 (令和6年1月～7月)

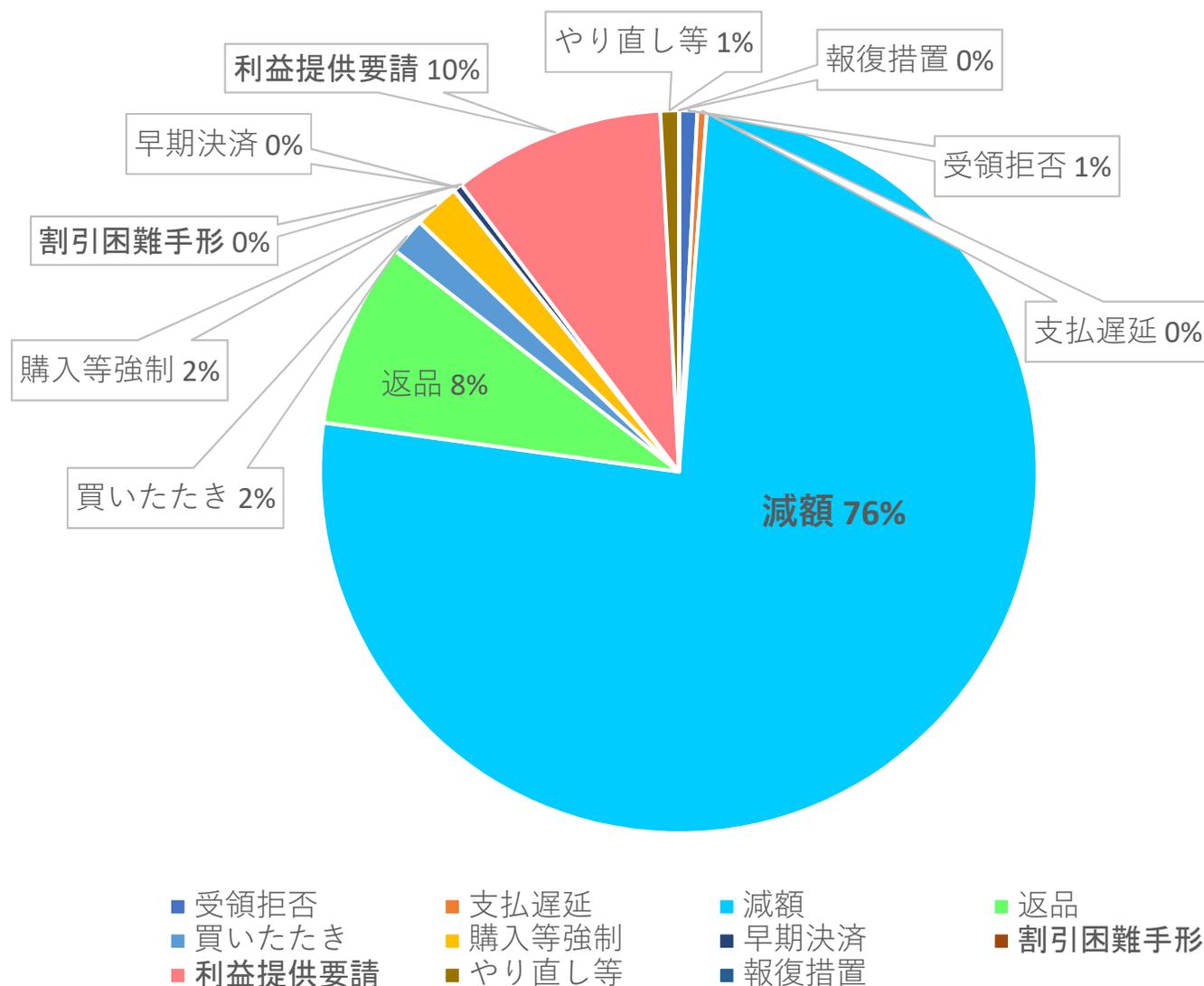
勧告対象事業者	違反行為類型	概要
(株)メタルテック (R6.1.23)	減額	「屑費」を下請代金の額から減じていた。
王子ネピア(株) (R6.2.15)	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者は、既に手配していた、資材の仕入代金等を負担していた。
ダイオーロジスティクス(株) (R6.2.21)	購入・利用強制の禁止	自社が提供する貨物の運送が、本件下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。
サンデン(株) (R6.2.28)	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する <u>金型等を貸与していたところ</u> 、当該金型等を用いて製造する部品又は附属品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、 <u>無償で保管させていた。</u>
日産自動車(株) (R6.3.7)	減額	「割戻金」を下請代金の額から減じていた。
コストコホールセールジャパン(株) (R6.3.12)	①減額 ②返品	①「クーポンサポート」又は「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
(株)ビッグモーター及び(株)ビーエムハナデン (R6.3.15)	①買ったたき ②購入・利用強制の禁止 ③不当な経済上の利益の提供要請	①下請事業者に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から引き下げた単価を設定した。 ②下請事業者に対し、当該事業者が車両のクリーニング作業中に車内に水をかけたとして、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、当該車両の購入を要請し、購入させるなどしていた。 ③環境整備点検対策として、店舗の仕上げ小屋の掃除などを無償で行わせるなどしていた。
(株)G i o (R6.3.19)	減額	「値引」と称して下請代金の額から減じていた。
ニデックテクノモータ(株) (R6.3.25)	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する <u>金型等を貸与していたところ</u> 、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、 <u>無償で保管させていた。</u>

(参考) 最近の下請法に基づく勧告事案 (令和6年1月~7月)

勧告対象事業者	違反行為類型	概要
生活協同組合コープさっぽろ (R6.5.22)	減額	「月次リベート」、「システム利用料」などを下請代金の額から減じていた。
三井食品工業(株) (R6.6.14)	減額	「物流協力金」、「物流費」などを下請代金の額から減じていた。
大阪シーリング印刷(株) (R6.6.19)	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、デザインのやり直しを無償で行わせていた。
(株)トヨタカスタマイジング&ディベロップメント (R6.7.5)	①返品 ②不当な経済上の利益の提供要請	①下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、当該製品を引き取らせていた。 ②下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、 <u>無償で保管させていた。</u>

【参考】 勧告の違反行為類型別件数（平成16年度以降）

違反行為類型	件数
受領拒否	2
支払遅延	1
減額	183
返品	20
買ったたき	4
購入等強制	5
早期決済	1
割引困難手形	0
利益提供要請	23
やり直し等	2
報復措置	0
合計	241



(注) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、件数は延べ件数である。